

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第119号

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市保健所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

「
第1条第1項の表中

社会参加推進課長	
----------	--

 を
」

「

施設福祉課長	精神保健福祉係長
--------	----------

 に、「宿泊施設監視指導第

一係長 宿泊施設監視指導第二係長」を「宿泊施設監視指導係長」に、「児童支援係長」を
「要保護児童対策係長」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)